早期入金サービス利用規約

（適用関係）

第１条　この規約（以下「本規約」という）は、以下の各号のいずれかの場合において、本申込書（次条において定義する）に署名又は記名及び押印した者（以下「甲」という）と GMO ペイメントゲートウェイ株式会社（以下「PG」という）との間に適用される。

（１）甲が PG の「PG マルチペイメントサービス」（以下「原サービス」という）の利用を PG に申し込んだ際に、「早期入金サービス」の利用を申し込み、PG がそれを承諾した場合

（２）甲が原サービスの利用を開始した後に、早期入金サービスの利用を PG に申し込み、PG がそれを承諾した場合

２．本規約は、原利用契約（原サービスの利用に関する契約を指す。以下同じ）を補充し又は修正するものであり、原利用契約と一体として取り扱われる。また、原利用契約の定めは、その内容及び性質上可能な限り本規約についても適用される。なお、同一の事項について本規約の定めと原利用契約の定めが異なる場合には、本規約の定めに従う。

（用語の定義）

第２条　本規約において用いられる用語の意味は、本規約において別段の定めがなされている場合を除き、原利用契約における意味と同一とする。

２．本規約における用語の定義は以下の通りとする。

（１）早期入金サービス　以下の a）及び b）の双方又はいずれか一方の事項を内容とするサービス。但し、原サービスのうち口座振替決済サービスのスタンダードタイプについては早期入金サービスを適用しない。詳細は、本規約の定め及び PG が別途指定するところによる。

a）①本申込書に記載の売上データ締め回数及び売上データ締切日に対応した期間中に甲が原サービスを利用して行った決済にかかる各決済事業者（以下「本決済事業者」という）から売上承認が得られた信用販売の売上請求を、当該売上データ締切日に当該本決済事業者に対して行うこと

②売上データ締め回数及び売上データ締切日に応じた各決済手段における決済引渡金（以下「決済引渡金」という）の金額を管理するためのデータ処理を行うこと

b）①甲が原サービスを利用して行ったクレジットカード決済のうち、分割 2 回払い又はボーナス払いの決済にかかる本クレジットカード会社から売上承認が得られた信用販売の売上請求を、原利用契約又は前記 a）に定める売上データ締切日に当該本クレジットカード会社に対して行うこと

②分割 2 回払い又はボーナス払いにおける決済引渡金の金額を管理するためのデータ処理を行うこと

（２）本申込書　PG 所定の申込書

（早期入金サービスの利用）

第３条　PG は、甲に対し、甲が原利用契約及び本規約を遵守することを条件として早期入金サービスを提供し、甲は、原利用契約及び本規約を遵守してこれを利用する。

２．PG は、早期入金サービスの詳細に関する細則、指定等を合理的な範囲で定めて甲に通知することができるものとし、甲は、PG からかかる細則、指定等の通知を受けた場合には、これを遵守する。

（支払期日）

第４条　PG から甲に対する決済引渡金の支払期日は、本申込書に記載の支払サイトの通りとする。

（早期入金手数料）

第５条　甲は、早期入金サービスの利用の対価として、本申込書又は本申込書に付随する書面に記載の手数料及びこれに係る消費税相当額（以下「早期入金手数料」という）を、PG に支払う。

２．PG は、前条に定める PG から甲に対する決済引渡金の支払時において、早期入金手数料相当額を控除した残額を支払うことにより相殺することができる。当該相殺がなされた限度で、甲は、早期入金手数料の支払を免れる。

３．PG は、早期入金手数料に関し、経済情勢の変化その他相当の事由があり PG が必要と判断した場合には、甲に対し事前に通知することにより変更することができるものとする。

（差額の精算）

第６条　第４条により PG が甲に対して支払った金額と、原サービスに基づき PG が甲に対して支払うべき金額に理由の如何を問わず差額が発生した場合は、発生した月の翌月末日までに当該差額を確定する。

２．前項の差額は、差額を確定した日より後最初に到来する PG から甲に対する支払の際に、甲から PG に対する返還分の相殺又は PG から甲に対する追加支払を行うことにより精算する。但し、甲が PG に対して一定額を返還して精算すべき場合において、PG から甲に対する支払の不発生等により相殺を行うことができない場合、甲は、当該返還額を PG の指定する銀行口座に振り込むことにより精算する。なお、振込手数料は甲が負担する。

（雑則）

第７条　第４条に基づく PG から甲に対する支払が、PG が本決済事業者から代金等を代理受領する前に、PG の負担によって一時的に立替払いすることにより行われた場合、PG は、当該立替払いによって取得した当該本決済事業者に対する求償権について、当該本決済事業者から受領した代金等をもって充当することができるものとし、甲はこれを承諾する。

２．早期入金サービスは、原サービスを利用している期間中、PG 所定の手続により申し込み、PG の承諾を得てその利用を開始し又は PG 所定の予告期間をおいて事前に PG へ通知することによりその利用を取りやめることができる。

以上